



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 22 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県私立学校振興資金融資規則を廃止する規則	(総 務 課)	1
知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	1

## 公布された条例等のあらまし

### 島根県私立学校振興資金融資規則を廃止する規則 (規則第52号)

#### 1 規則の概要

島根県私立学校振興資金融資規則は、廃止することとした。

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則 (規則第53号)

#### 1 規則の概要

文化財保護法の改正に伴う規定の整理

#### 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

島根県私立学校振興資金融資規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第52号

#### 島根県私立学校振興資金融資規則を廃止する規則

島根県私立学校振興資金融資規則 (昭和35年島根県規則第178号) は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則 (昭和46年島根県規則第78号) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第53号

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則（昭和46年島根県規則第78号）の一部を次のように改正する。

本則第15号中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。